

様式第2号（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成27年度川島町情報公開及び個人情報保護審議会 第2回会議	
開催日時	平成28年3月24日（木）午後3時31分～4時57分	
開催場所	川島町役場中会議室	
議題	(1) 会議の公開等について (2) 会議録の記録方法及び会議録署名委員の指名について (3) 協議、報告事項 • マイナンバー制度と町の取り組みについて • 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について (4) その他	
公開・非公開の別	公開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委員	新井 悅子、後藤 務、牛村 節子、佐々木 美代子 爲谷 健一、森田 智博、三井 俊秀
	事務局職員	総務課 宇津木 康明、山崎 勝義、江間 裕一、三角 和徳
配布資料	資料1 マイナンバー制度と町の取り組みについて 別添資料1 特定個人情報保護評価（町ホームページ） 別添資料2 特定個人情報保護評価書 別添資料3 川島町個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 資料2 平成27年度 川島町情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況	

## 審議会等の内容・概要

1 開会

2 あいさつ 三井会長

3 議事

(1) 会議の公開について

・会議の公開については、個人情報を含む内容の審議ではないことから、公開と決定した。

(2) 会議録の記録方法及び会議録署名委員の指名について

・会議録の記録方法については、発言者の名前は記載せず、発言内容ごとに要点記録とすることとし、会議録署名委員については、会長の指名により、後藤務委員及び牛村節子委員に決定した。

(3) 協議、報告事項

○マイナンバー制度と町の取り組みについて

事務局より、資料1、別添資料1、2、3に基づき、町におけるマイナンバー制度の状況について説明。

町では、①特定個人情報保護評価の実施、②川島町個人情報保護条例の改正、③独自利用条例（川島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例）の制定を行った。

今後、平成29年7月頃から導入予定である情報連携ネットワークシステムを使用したマイナンバーの利用に向け、さらに準備を進めるとともに、マイナンバーの管理について厳格化と徹底を図っていく。

【委 員】マイナンバー利用は進んでいるのか。

【事務局】税や福祉分野では申請書にマイナンバーの記入欄を設ける等、利用は始まっている。今後、さらにマイナンバーを利用した事務は増えていく。

【委 員】町では、何人くらいが個人番号カードを作成しているのか。

【事務局】担当課に確認したところ、約600人が作成済みである。申請から本人に届くまでに2か月弱程度の時間を要している。本人に手渡す際に、個人番号カ

ドに暗証番号を登録する必要があるが、登録のためのシステムにトラブルが生じているため、手続きの際にも時間を要している。

【委 員】特定個人情報保護評価書の「しきい値」とはどういう意味か。

【事務局】特定個人情報保護評価について、どの程度の評価を行うかを決めるための基準である。通常、人口や対象者、事務取扱者の人数等によるが、過去に情報漏えい等の事故を起こしていないかも判断基準とされている。

【委 員】個人番号の閲覧記録を確認することはできるのか。

【事務局】マイナポータルというサイトで、自分に関する情報を確認することができ、その情報の中に閲覧記録も含まれている。

【委 員】会社でマイナンバーを扱うためにシステム改修を行った。しかし、会社の規模によっては、システム改修等の対応が難しい場合もあるのではないか。

【事務局】会社の規模によっては、費用等の関係からシステムで管理せずに、紙で管理するという方法も考えられる。

【委 員】独自利用条例第3条に町の責務が規定されているが、町として既に対応したことはあるか。

【事務局】現時点では対応できていない。

【委 員】住民としては、マイナンバーにより情報漏えい等が起きないか心配である。安心させるためにも何かしらの対応とその周知をお願いしたい。

【委 員】個人番号カードを作成しておらず、今後も作成する予定はないが、既に届いている通知カードが使えなくなるということはないか。

【事務局】通知カードは、マイナンバーが記載された紙であり、ICチップが入っていないので壊れることはない。基本的にマイナンバー自体は変わらないので、劣化以外で通知カードが使えなくなるということはない。

【委 員】個人番号カードを紛失した場合、どういった対応がとられるか。

【事務局】他人の個人番号カードを悪用しようとしても、それだけですぐに何かできるわけではない。また、希望によりマイナンバーを変更することもできる。

【委 員】個人的には、免許証やキャッシュカードを紛失した方が影響は大きいと考えている。しかし、個人に関する情報をすべて管理されるというイメージから、非常に大切なものであると認識している人が多い。今後、個人番号カードの価

値を周知していくことも必要ではないか。

○情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

事務局より、資料2に基づき、平成27年度の請求件数等について説明。

【委員】不開示となった案件は、どういった理由か。

【事務局】多くは対象となる文書が存在しないためである。その他、企業情報に該当するもの、審議途中であったことを理由に不開示としたものもあった。

【委員】請求のうち、契約に関する結果については、ホームページ等に掲載し、積極的に開示していくべきではないか。

【事務局】入札結果については公表しているが、請求された案件は随意契約であり、現在は公表していない。今後、検討したい。

【委員】結果については公表しても問題ないが、見積については企業情報に該当するため、相手方の同意が必要であったと思う。慎重に対応していただきたい。

【委員】住民票申請書の写しについては、どの程度まで開示されるのか。

【事務局】基本的には本人に関する情報だが、請求者の企業名等までは開示している。この案件は、本人通知制度（本人や家族以外の第三者が住民票等を取得した際に、その旨を本人に知らせる制度）により通知を受けた本人が、誰が自分の住民票等を取得したのかを確認するために、自己情報の開示請求を行ったものである。

4 その他 事務局から事務連絡

【事務局】委員の任期は2年であるので、来年度も引き続きご協力いただきたい。

5 閉会 新井副会長

署名	後藤 積	印
	牛村 節子	印